

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部改正

一 基本指針

基本指針は、七月三十一日まで定めるものとする。

(第二条関係)

二 生産調整方針

(一) 生産調整方針の認定を受けることができる者は、米穀の生産者又は出荷の事業を行う者であつて、

その生産数量又は出荷数量が農林水産省令で定める規模以上であるものとする。 (第三条関係)

(二) 生産調整方針の認定を受けた者は、当該認定に係る生産調整方針について変更をしようとするときは、

は、農林水産大臣の認定を受けなければならないものとする。

(第四条第一項関係)

(三) 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、生産調整方針の認定を取り消すことができるものとする。

1 認定を受けた生産調整方針(二の変更の認定があつた場合には、その変更後の生産調整方針。2 及び3において「認定生産調整方針」という。)の内容が、基本指針に照らして適切でなくなつた

と認めるとき。

2 正当な理由がないのに認定生産調整方針に定められた生産数量目標を達成するためにとるべき措置（天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標を上回って生産された数量の米穀に係る措置を含む。）が適切に実施されていないと認めるとき。

3 認定生産調整方針が農林水産省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき。

（第四条第三項関係）

三 貸付金の償還方法

政府の米穀安定供給確保支援機構に対する貸付金の償還期間は、五年以内とするものとする。

（第五条関係）

第二 食糧管理特別会計法施行令の一部改正

一 複数落札制度

（一） 政府は、米穀の買入契約を締結する場合において一般競争又は指名競争に付するときは、その買入数量の範囲内で数量及び単価を入札せしめ、予定価格をこえない単価の入札者のうち、低価の入札者

から順次買入数量に達するまでの入札者をもって落札者とする方法によることができるものとする
と。

(第六条ノ二ノ二第一項関係)

(二) 政府は、米穀の売渡契約を締結する場合において一般競争又は指名競争に付するときは、その売渡数量の範囲内で数量及び単価を入札せしめ、予定価格をこえる単価の入札者のうち、高価の入札者から順次売渡数量に達するまでの入札者をもって落札者とする方法によることができるものとする。

(第六条ノ二ノ二第二項関係)

(三) (一)の規定による競争に付した場合において、落札数量が買入数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、買入数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、随意契約によることができるものとする。

(第六条ノ二ノ六第一項関係)

(四) (二)の規定による競争に付した場合において、落札数量が売渡数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、売渡数量に達するまで、最高落札単価を下らない価額において、随意契約によることができるものとする。

(第六条ノ二ノ六第二項関係)

二 備蓄に係る損失の額

備蓄に係る損失の額のうち、自主流通計画に基づき行われる米穀の備蓄に係る経費に相当する額の項目を削除するものとする。こと。

(第七条ノ二関係)

第三 農産物検査法施行令の一部改正

登録検査機関の照会先について、農業協同組合その他農林水産省令で定める者とするものとする。こと。

(第四条第二項関係)

第四 附則

一 この政令は、平成十六年四月一日から施行するものとする。こと。

(附則第一条関係)

二 その他所要の経過措置等について定める。こと。

(附則第二条から附則第八条まで関係)